

(案)

後志胆振国有林の 地域別の森林計画書

(後志胆振森林計画区)

計画期間

自	令和 5 年 4 月 1 日
至	令和 1 5 年 3 月 3 1 日

樹立年月日： 令和 4 年 1 2 月 日

北海道森林管理局

後志胆振森林計画区の位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森林計画区界	
市 町 村 界	
振 興 局 界	
森 林 管 理 署	



は し が き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、後志胆振森林計画区に係る国有林について、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法、並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

目 次

I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	1
	(1) 位置	
	(2) 自然的背景	
	(3) 社会経済的背景	
	(4) 森林・林業・木材産業の概況	
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	2
	(1) 伐採立木材積	
	(2) 人工造林・天然更新別面積	
	(3) 間伐面積	
	(4) 林道の開設又は拡張の数量	
	(5) 保安林の整備	
	(6) 治山事業	
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	4
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	6
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
	(1) 森林の整備及び保全の目標	
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項	10
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	11
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
	(2) 立木の標準伐期齢	
	(3) その他必要な事項	
2	造林に関する事項	14
	(1) 人工造林に関する事項	
	(2) 天然更新に関する事項	
	(3) その他必要な事項	

3	間伐及び保育に関する事項	1 6
	(1) 間伐の標準的な方法	
	(2) 保育の標準的な方法	
	(3) その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	1 8
	(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	
	(2) その他必要な事項	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	2 0
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
	(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
	(4) その他必要な事項	
6	森林施業の合理化に関する事項	2 1
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
	(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
	(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
	(4) その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	2 2
	(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
	(4) その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	2 2
	(1) 保安林の整備に関する事項	
	(2) 保安施設地区の指定に関する事項	
	(3) 治山事業の実施に関する事項	
	(4) その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	2 3
	(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項	2 4
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	

- (2) 鳥獣による森林被害対策の方針
- (3) 林野火災の予防の方針
- (4) その他必要な事項

第5 計画量等

- 1 伐採立木材積 ----- 2 5
- 2 間伐面積 ----- 2 5
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 ----- 2 5
- 4 林道の開設又は拡張に関する計画 ----- 2 5
- 5 保安林整備及び治山事業に関する計画 ----- 2 6
 - (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
 - (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
 - (3) 実施すべき治山事業の数量

第6 その他必要な事項

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 ----- 2 6
- 2 その他必要な事項 ----- 2 9

Ⅲ 別 表

- 別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法 ----- 1
- 別表2 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 ---- 6
- 別表3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林
及びその搬出方法----- 7
- 別表4 鳥獣害防止森林区域 -----
- 別表5 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等 ----- 9
- 別表6 治山事業の数量 ----- 1 1
- 別表7 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 ----- 1 2

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置

北海道の中央から南西に位置し、後志総合振興局管内の中南部区域及び胆振総合振興局管内の西部区域で構成される。北部から東部にかけて石狩空知森林計画区、南東部は胆振東部森林計画区及び南西部は渡島檜山森林計画区に接している。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区域は、東部から南部にかけて無意根山（1, 464m）、ホロホロ山（1, 322m）やオロフレ山（1, 230m）等の山稜、北部は積丹半島の脊梁山地、南部は内浦湾からの狩場山地に囲まれ、西部は日本海に面している。主な河川は、尻別川、朱太川が日本海に注ぎ、長流川が内浦湾に注いでいる。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質 第三紀層、第四紀火山（新規火山、開折火山）、変折安山岩及び安山岩が主な基底となっている。

(イ) 土壌 主に褐色森林土が広く分布するほか、黒ぼく土、未熟土が見られる。

ウ 気候

年平均気温は約8℃、年間降水量は約1,300mmとなっている。

また、日本海側は冬の北西季節風が強く、羊蹄山麓地域は道内でも屈指の豪雪地帯となっており、年間積雪量は10mに達する。

(3) 社会経済的背景

ア 市町村の構成

3市12町5村（国有林は3市10町4村に所在）

イ 人口

約237千人（令和2年国勢調査）

ウ 産業

(ア) 農業 野菜、果樹、水稻、畜産などの生産が盛んである。

(イ) 水産業 日本海側ではホッケ、内浦湾側ではホタテ貝の養殖が盛んである。また、近年は、漁業資源の維持・造成を図るため、ウニ等の種苗放流、サケやマス等のふ化・放流による「育てる漁業」が行われている。

(ウ) 観光業 火山や湖沼、森林、海岸などの自然美に富んだ景勝地が多く、支笏洞爺国立公園、ニセコ積丹小樽海岸国定公園及び狩場茂津多道立自然公園を有しているとともに、スキー場や温泉が豊富にあること等から、数多くの観光客が訪れている。

(4) 森林・林業・木材産業の概況

ア 森林・林業

(ア) 森林面積 計画区 323千ha (計画区土地面積の約73%)
国有林 129千ha (計画区森林面積の約40%)

(イ) 森林蓄積 計画区 32,351千m³
国有林 11,909千m³
(国有林のha当たり蓄積92m³(全道平均151m³))

(ウ) 人工林率 計画区 20% (全道平均 27%)
国有林 13%

注) (ア)～(ウ)は令和2年度北海道林業統計による。

イ 産業別就業人口総数における林業の状況森林・林業

本計画区の産業別就業人口総数は、108,160人、このうち第1次産業が7,875人で7%、第2次産業が22,859人で21%、第3次産業が75,507人で70%となっている。

第1次産業の内訳は農業が6,511人、漁業が1,109人、林業が255人である。

就業人口に占める第1次産業就業人口は、全道平均の7%と同数、第1次産業に占める林業の就業人口は、全道平均の4%に対し、3%と僅かに低くなっている。

注) 産業別就業人口総数には、分類不能の人数を含む。

注) 令和2年国勢調査結果(総務省統計局)

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積については、主伐は予定箇所の一部が間伐に変更となった等から減少しているが、間伐は増加となった。

人工造林面積についてはおおむね計画どおり実行された。天然更新面積については、該当箇所の伐採を行わなかったため、更新が発生しなかった。

間伐面積については対象箇所を精査し、現地の状況を踏まえ実行した結果、実面積が減少した。

林道の開設又は拡張の数量については、利用区域内の事業実行の時期等を踏まえ優先度の高いものから実行した結果、計画量より減少した。

保安林解除の面積については道路用地転用等に伴う所管換等により発生した。

治山事業については各事業の緊急度を勘案のうえ実行した結果、溪間工及び山腹工は計画量より減少し、本数調整伐も計画量より減少となった。

(1) 伐採立木材積

単位 材積：千³m

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	87	134	220	61	157	218	70%	117%	99%
針葉樹	79	123	202	49	138	187	62%	111%	91%
広葉樹	7	11	18	12	19	31	171%	172%	172%

注1) 四捨五入の関係で、総数は必ずしも一致しない。(以下の表についても同じ。)

2) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H30～R4年度)である。

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
555	538	97%	540	538	100%	15	0	0%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H30～R4年度)である。

(3) 間伐面積

単位 面積：ha

計 画	実 行	実行歩合
3,057	2,787	91%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H30～R4年度)である。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 距離：km

区 分	開設延長			拡張箇所数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	91	16	17%	2	4	200%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H30～R4年度)である。

(5) 保安林の整備

単位 面積：ha

種類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	－	－	－	23	3	13%
水 源 か ん 養	－	－	－	23	2	9%
土 砂 流 出 防 備	－	－	－	－	1	－

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H30～R4年度)である。

（６）治山事業

主な工種	計 画	実 行	実行歩合
溪 間 工（箇所）	20	7	35%
山 腹 工（箇所）	21	10	48%
植 栽 工（ha）	－	－	－
本 数 調 整 伐（ha）	30	18	58%

注）計画及び実行数値は、前計画の前期分（H30～R4 年度）である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。

一方で近年、気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることから、林地保全に配慮した森林づくりが求められている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。

我が国の森林面積のおよそ５分の１を占める北海道の森林は、エゾマツやミズナラに代表される天然林やトドマツ、カラマツなどの人工林が豊かに広がり、公益的機能の発揮に対して、大きな役割を果たしている。

この北海道の森林面積の５５％を占める国有林の果たすべき役割は、大きなものとなっており、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、各機能に応じた計画事項を明らかにし、森林づくりを取り組むこととする。

計画の策定に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮する。

なお、本森林計画においては、以下のような森林づくり等に取り組んでいくものとする。

- （１）地域の水源として、また、基幹産業である農業の振興及び環境保全に資する観点で重要な役割を担っている。

また、山地災害による人命や財産への被害を回避するため、土砂の流出・崩壊等の防止に資する健全な森林づくり、林地保全に配慮した森林づくりが求められている。このため、河川流量を平準化し、渇水や洪水を緩和するとともに、土砂や濁水の流出を防止するなど、森林の有する水源涵養機能及び山地災害防止機能の持続的発揮に向けた森林の整備及び保全を推進する。

- （２）森林の生物多様性の保全については、森林に対する社会的ニーズや立地条件、森林生態系の生産力や復元力に応じた適切な森林施業を組み合わせるなどにより、全体として森林生態系を構成する種及び遺伝子の保管庫としての機能が最大限に発

揮されることに留意しつつ、森林の整備及び保全を推進する。

国の天然記念物に指定されているクマゲラや国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。

また、生物多様性を確保していくため、国民参加によるブナ林の復元の取組を引き続き推進するとともに、地域と連携した高山植物等希少植物の保護の取組を推進する。

- (3) 人工林主伐箇所においては、林内に生育している天然木を保残し、様々な樹種からなる森林へ誘導することにより、『多面的機能の持続的発揮を図る多様な森林づくり』を基本とした森林整備を進める。また、過去に伐採や植付などが行われた天然林において、森林の現況に応じた森林整備を行い、公益的機能の発揮と合わせた広葉樹資源等の育成を図る。
- (4) 二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等の木質バイオマスの有効利用を促進する。
- (5) 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、若・壮齢級の人工林における間伐や、増加する高齢級の人工林における複層林施業等を積極的に推進するとともに、伐採後の着実な更新を図る。
- (6) 計画を効率的に実施し、地域の森林の一体的かつ総合的な整備及び保全を推進するため、民有林・国有林間で密接な連絡調整を図るとともに、森林整備推進協定の締結、森林共同施業団地の設定及び公益的機能維持増進協定等の取組を推進する。

Ⅱ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		129,031.15	官行造林 34.04ha を含む
市町村別内訳	室蘭市	623.24	
	登別市	10,379.14	
	伊達市	18,446.15	官行造林 20.64ha を含む
	島牧村	32,960.72	
	寿都町	1,884.47	
	黒松内町	4,009.15	
	留寿都村	1,509.02	
	喜茂別町	4,465.38	
	京極町	8,201.89	
	倶知安町	5,594.78	
	共和町	10,636.83	官行造林 13.40ha を含む
	岩内町	4,330.39	
	泊村	5,883.19	
	神恵内村	12,592.50	
	豊浦町	112.09	
	壮瞥町	6,340.65	
	洞爺湖町	1,061.56	

注 1) 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。

2) 森林計画図は、北海道森林管理局計画課、後志森林管理署に備え置く。

第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を高度に発揮させる上で望ましい森林の姿は、次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案のうえ、育成単層林については、適切な保育、間伐等の実施、適確な更新を確保していく。また、伐採林齢の長期化を図りつつ、天然力を活用して様々な樹種、林齢からなる育成複層林へと誘導・維持する施業を積極的に推進する。育成複層林については、人為による育成と天然力を適切に組み合わせた複数の樹冠層を構成する多様性に富む森林への計画的な整備を推進していく。天然生林については適確な管理・保全等を行い、原生的な森林の保存に努め、山地災害等の防止対策や病害虫及び野生鳥獣等による森林被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、森林の管理経営に欠くことのできない施設である林道等の整備に当たっては、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道等の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資する整備に努めるとともに、既設の林道等については、利用状況、今後の森林施業の

展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備や保安林制度の適切な運用を図ることとする。その中で、流域保全の観点から、関係機関が連携した取組等を通じて、山地災害の減災に向けた事業の実施を図る。その際、環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努める。

森林が多種多様な生物の生育・生息地であることや、森林に対しての多様なニーズがあることに十分配慮するとともに、森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整備の着実な実施や保安林等の適切な管理・保全等により、吸収源・貯蔵庫としての機能を十分に発揮できるよう努めるものとする。

森林の有する各機能を踏まえ、それぞれの機能の維持増進を図るための森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備のための森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	15,709	14,111
	育成複層林	11,059	12,920
	天然生林	89,468	89,205
森林蓄積(m ³ /ha)		105	109

注) 育成単層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林：森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

2 その他必要な事項

(1) 水源涵養機能の持続的発揮に向けた森林整備

河川の上流域に位置する国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業及び水産業の振興等に資する観点から、特に水源涵養機能及び山地災害防止機能の発揮への期待が高い。このため、将来の森林の姿を見据えた面的な広がりでの森林を取り扱うことに留意して、①育成単層林として維持していく林分については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、自然条件に応じて皆伐面積の縮小・分散や、間伐の繰り返しによる伐期の長期化、植栽による確実な更新を図り、②将来、育成複層林に誘導していく林分については、複層林、針広混交林等への誘導に向けた下層の光環境の確保、下層植生等の導入・育成に配慮した施業等を行っていくものとし、流域全体で水源涵養機能が持続的に発揮されることを目指すものとする。

特に、それぞれの施業目的に応じた間伐を重点的に行い、地球温暖化防止にも貢献していくとともに、路網を基幹として施業の集約化等を推進し、森林資源の有効利用を進めていくものとする。また、地域との連携・協働による水源林整備も積極的に進める。

なお、取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所については、特に留意し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、溪流沿いについては、溪流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、概ね50m以上（水辺からおおむね片側25m以上）の保護樹帯を設置する。

(2) クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の整備及び保全の取扱い

ア クマゲラ

北海道においては、その全域にわたり国の天然記念物に指定されているクマゲラが生息しているが、こうした大型のキツツキ類は、営巣や採餌のために樹木に開けた穴を多くの樹洞性動物が利用するなど、生態系のキーストーン種であるとされていることから、営巣木の保護区域等を設定するなど、その生息環境の保全に努める。

イ クマタカ・オオタカ

猛禽類の多くは、陸上生態系において食物連鎖の頂点に位置する肉食動物として注目されている。このうちクマタカは国の天然記念物に指定される我が国の森林生態系を代表する猛禽類であるが、将来における種の存続が危惧される

状況になっている。また、オオタカは平成29年9月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく「国内希少野生動植物種」の指定が解除になったものの、比較的低山帯、平地林にも多く生息し、森林施業と密接に関わっていることから、引き続き、その生息環境の保全に努める。

ウ その他

このほかの希少野生生物（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき定められている国内希少野生動植物種や環境省及び北海道のレッドデータブックに掲載されている種など）についても、その生育・生息の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

（３）生物多様性の確保に資する「北限のブナ復元」の取組の推進

本森林計画区は、自生するブナの北限地帯であり、豊かな自然環境を有した地域であるが、ブナが優勢でない林相に改変している森林も存在している。このため、生物多様性の確保に資する観点から、健全な森林への改善を目指すこととし、地域住民、NPO等の参加も得たブナ林復元の取組を進める。

また、森林構成の多様性に富んだ天然生林については、伐採の計画は行わないものとする。

第３ 森林の整備に関する事項

１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、標準伐期齢に達しているものを対象とし、更新を伴うものとする。

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。その際、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ目標林型に応じた適切な更新の方法を定めておくものとする。特に、伐採後に天然更新を活用する場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

また、林業機械の走行等に必要な搬出路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、林地の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに「主伐時における伐採・搬出指針」（令

和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行うものとする。)

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹 種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラムツ、グイマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

(3) その他必要な事項

ア 水源涵養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、人工林における針葉樹と広葉樹が混交した保護樹帯の整備やモザイク状の森林への誘導のために行う抜き伐り及び小面積区域伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き伐りを実施する。

イ 伐採箇所の選定に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮して行うものとする。

ウ 伐採、素材の集積場等に当たっては、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう、木材の流出防止等必要な措置を講ずるとともに、土砂の流出が生じないように十分配慮する。

エ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林に対する伐採の取扱い

(ア) クマゲラ

営巣木が確認された場合は、営巣木を中心に、概ね半径50m以内を「営巣木保護区域」、概ね半径500m以内を「緩衝区域」として設定する。

択伐、間伐以外の伐採は行わないとともに、産卵・抱卵・育雛期間（4～6月頃）は立ち入りを控え、騒音の発生を防止する。

緩衝区域においては、伐採は択伐及び間伐を原則とし、機能区分に基づき皆伐が必要な場合は面積5ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

（具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針」（平成18年6月29日付け18北計第27号）による。）

(イ) クマタカ・オオタカ

営巣木が確認された場合は、クマタカについては営巣木から半径500m程度、オオタカについては半径250m程度の「営巣中心域」を設定する。

また、クマタカ・オオタカともに、営巣木から半径2km程度の「高利用域」を設定する。

営巣木から半径50m程度は、原則として伐採は行わない。

営巣中心域では、営巣の確認のため以外は入林せず、間伐等の実施は非営巣期（クマタカ：9～1月、オオタカ：8～2月）に行い、皆伐が必要な場合は1ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

採餌場の確保に配慮するため、高利用域内の人工林において皆伐を行う場合には、面積を5ha以下にするとともに、分散配置に努める。

（具体的な取扱いは、「クマタカ・オオタカ生息森林の取扱い方針について」（平成30年1月23日付け29北計第76号）による。）

(ウ) その他

このほかの希少野生生物（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定された国内希少野生動植物種や環境省及び北海道のレッドデータブックに掲載された種など）についても、その生育・生息の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工造林によることとする。

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

適地適木を基本として、郷土樹種も考慮に入れて、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定するものとする。

また、育成複層林施業を行う林分については、自然条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を目安とするが、多様な森林への誘導及び造林コストの低減等の観点から、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案しつつ、法令等の制限を遵守する中で、可能な限り低密度とする。

樹 種	基準本数(本数/ha)
トドマツ	3, 000
アカエゾマツ、エゾマツ	3, 000
カラムツ、グイマツ	2, 500
広葉樹	4, 000
クロマツ(海岸林)	10, 000
その他針葉樹	3, 000

注) 複層林施業については、上記の本数を目安としつつ、上木の樹冠下を避けた範囲を植栽区域とする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象及び気象害の発生状況その他の自然条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。また、天然力を積極的に活用するとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入も推進しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況や大型機械の有効活用等も検討のうえ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、極力乾燥期を避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう

行う。

諸種の原因により枯損が発生し、将来の成林に支障がある場合は、その枯損原因を究明の上、速やかに補植を行う。なお、人工下種は、自然条件等により天然更新が期待できない箇所、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

適地適木を基本とし、自然条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、現地の状況に応じて地表処理等の更新補助作業も検討し、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

(ア) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

(イ) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度天然更新補助作業を行うなど確実に更新を図る。

(ウ) 植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、植え込み、まき付けを行う。

また、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。

なお、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

(3) その他必要な事項

ア 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

イ 生物多様性の確保に資する「北限のブナ復元」の取組の推進

本来、ブナが優勢していた森林で、笹生地や疎林化等した林分において、ブナを主体とする健全な森林に復元するため、復元する地域、目標林型等を明確にした上で、必要な施業（植込み、下刈等）を行っていくとともに、モニタリング・検証を実施していくものとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。

特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

なお、森林の状況に応じて、施業の省力化・効率化を図るものとする。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹 種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2 回	3 回		
トドマツ	7 齢級 (31～35年)	9 齢級 (41～45年)	1 1 齢級 (51～55年)	初回、2 回目は原則列状間伐とし、3 回目以降は単木・列状のいずれか（併用も含む）を選択。	3 5 % を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8 齢級 (36～40年)	1 1 齢級 (51～55年)	1 4 齢級 (66～70年)		
カラマツ、グイマツ	4 齢級 (16～20年)	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)		
その他針葉樹	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)	1 0 齢級 (46～50年)		
広葉樹	6 齢級 (26～30年)	9 齢級 (41～45年)	—		

注 1) 低密度植栽を行った場合や気象害などにより林分の閉鎖時期が遅れた場合には、間伐の時期を遅らせる等、柔軟な判断を行うこととする。

2) 列状間伐には残存列内での端木間伐を含むものとする。

3) 初回、2 回目は原則列状間伐とするが、列状間伐によることが不適当と認められる林分や列状間伐によらなくても効率的に作業が実施できる林分等については、一部またはすべてで単木間伐を行うこともある。

(2) 保育の標準的な方法

ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐及び鳥獣害防止対策等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

なお、目的樹種には、植栽木のみならず、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、公益的機能の発揮及び利用上有用な天然更新木も含めるものとする。

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりとする。

作業 種別	樹 種	保 育 作 業 の 年 次 別 計 画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下 刈	カ ラ マ ツ	←			→													
	ト ド マ ツ																	
	エ ゾ マ ツ	←					→											
	アカエゾマツ																	
つ る 切 ・ 除 伐	カ ラ マ ツ						←									→		
	ト ド マ ツ																	
	エ ゾ マ ツ								←									→
	アカエゾマツ																	

表中の←は標準的な実施年の範囲を示している。

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

注2) 下刈については、地拵でササの根茎を除去した場合において、現地の状況により省略するなど可能な限り回数を削減する。

また、2回刈については現地の状況により、必要と判断される場合にのみ実施する。

注3) つる切・除伐の実施回数については、通常1回とし、現地の状況により必要と判断される場合にのみ実施する。

ウ 保育の作業方法

(ア) 下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

(イ) つる切

つる性植物の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

(ウ) 除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。

なお、つる性植物の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

(エ) 除伐Ⅱ類

目的樹種の本数密度が現に過密となっている林分、又は第1回目までの間伐までに調整を行わないと過密となることが予想される林分を対象に、目的樹種間の競争緩和を目的に実施する。

伐採木は、成長不良木、形質不良木等を対象とする。

(オ) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的な対策を行う。

(3) その他必要な事項

ア 森林の有する公益的機能を高度に発揮させつつ資源の有効活用を進める観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進する。このため、できる限り簡易で壊れにくい森林作業道等による路網整備を進めるとともに、ハーベスタ等高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムによる間伐の普及を推進する。

イ 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐等を推進する。

ウ 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、伐期の延長とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林における自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業を推進する。

(2) その他必要な事項

すべての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることから、公益的機能別施業森林の区域の別を問わず、その土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等については、その生態系の維持保存に特に配慮した適切な施業に努める。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとし、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

さらに、森林共同施業団地においては民有林林道等との連結など、効率的な路網の整備に配慮することとする。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km		
区分	路線数	延長
基幹路網	118	369
うち林業専用道	7	27

注)「基幹路網」は林道及び林業専用道が該当する。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度を基準に路網を整備する。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m/ha			
区 分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60<50>以上	15以上
	架線系作業システム	20<15>以上	15以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

注) < >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

(具体的な取扱い「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知)による。)

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法該当なし。

〈指定の基準〉

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障が生ずる林分とする。

(4) その他必要な事項

ア 林道等の開設に当たっては、林道規程等に基づく規格構造を遵守するとともに、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の施設を設置する。また、林道通行に対する安全確保のために必要な標識等の交通安全施設の整備に努める。

イ 林道工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い
林道工事の実施に当たっては、1の(3)のエにおける森林施業と同様の取扱いとする。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注、経営の安定強化のための指導、機械化の促進や労働安全衛生の対策等の指導を図る。

これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備や木材生産の効率化を図るため、チェーンソーとトラクタによる従来型の作業システムに替わる高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムを推進する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

流域森林・林業活性化協議会等への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

(4) その他必要な事項

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムによる搬出間伐の実施、伐採と造林の一貫作業システムの導入や低密度植栽、コンテナ苗やエリートツリー等の植栽による造林・保育の低コスト化の取組を進める。

あわせて、森林バイオマスの有効活用、国有林の有するフィールド・技術力を活用したフォレスター等の人材育成及び林業技術の開発・普及に率先して取り組むほか、地方公共団体等との間の森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定等の取組の推進による民有林との連携強化により、流域における林業の成長産業化の実現に向けて国有林の役割を継続的に果たして行くこととする。

また、民有林において導入された森林経営管理制度に関し、担い手となる市町村への森林技術情報の提供等の支援を行うとともに、対象森林の経営管理の再委託先となる意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組む。なお、国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、意欲と能力のある林業経営者に委託するように配慮する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更に当たっては、目的に応じて、その規模、態様等について、実施地区及び周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。特に、森林作業道等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、溪流沿いの森林作業道等の設置は、極力避けるものとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工などを必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 別表2のとおり。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出 方法 別表3のとおり。

(4) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壌緊縛力を強化するため、育成複層林へ導くための施業等を推進することとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、公衆の保健、風致の保

存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進する。

(2) 保安施設地区の指定に関する事項

保安施設地区については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため森林の造成事業又は森林の造成もしくは維持に必要な事業を行う必要がある森林又は土地について指定する。

(3) 治山事業の実施に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。

また、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっており、とりわけ山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、総合的な流木対策を推進する。

(4) その他必要な事項

ア 噴火による火山性崩壊地の復旧

有珠山の噴火（平成12年）による火山性崩壊地については、土砂の流出防止、森林復旧による水源涵養機能の向上などを目的に、地域の理解を得ながら引き続き整備を進める。

イ 治山工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

治山工事の実施に当たっては、第3の1の(3)の工における森林施業と同様の取扱いとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

対象鳥獣に定められたエゾシカの鳥獣害防止森林区域については、別表4のとおり定める。

イ エゾシカ被害の防止の方法

森林の確実な更新、造林木の育成及び近年急増している農林業被害の防止を目的として、以下の対策を行う。

(ア) 影響調査や自動撮影カメラの設置等のモニタリングにより生息状況の把握や被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等との連携及び学識者の意見を踏まえつつ、発生原因の究明、及び早期防除に努め、エゾシカ捕獲事業等に

も積極的に取り組む。

(イ) 北海道が策定する「北海道エゾシカ管理計画」に基づき個体数調整に協力するとともに、市町村が策定する被害防止対策及びその協議会への参画等を通じて、関係機関と連携を図る。

(ウ) 狩猟期間内における各種事業と狩猟との調整を計画的に図り、狩猟における安全対策の徹底について啓発活動を図る中で、効果的な被害の軽減に向けて取り組む。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

3 (1) アにおける対象鳥獣以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3 (1) イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事は、都市近郊林、自然公園等、利用者の多い地域に発生していることから、森林巡視等による適切な森林管理を行う。

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施する。また、春先の乾燥時期には巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

(4) その他必要な事項

レクリエーション等を目的とした森林の保健・文化・教育的利用をはじめとして、森林の有する多面的な機能の発揮に対する期待が高まっており、森林の適正な保護と管理が重要となってきた。国有林の中で、利用者が多く見込まれる地域にあっては、現地の実態に即し森林の巡視を適切に実施するとともに、森林の産物の盗採等の森林法違反行為及び廃棄物等の不法投棄の未然防止並びに森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みが集中し、植生が荒廃するおそれの高い地域では、植生保全のための巡視や一般入林者に対するマナー啓発などの活動を実施する。植生荒廃が確認された森林については、植生の復元や標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、裸地化防止措置等を行うものとする。

クマゲラやクマタカ・オオタカが生息する森林について、林道や歩道から概ね50m以内に営巣木がある場合には、必要に応じて、営巣木の箇所の特定に結びつかないように留意して、入林の抑制等を行う。

森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進する。特に、高山植物等の希少種の

保護については、これら優れた自然環境を有する森林を維持・保存するため、入林者に対するマナー啓発、立入防止対策や移入種の排除のための取組について、ボランティア団体等とも連携して積極的に進める。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	525	403	122	167	129	38	359	274	85
うち前半5年分	249	190	59	75	60	15	174	130	44

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総数	7,357
うち前半5年分	3,567

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総数	958	581
うち前半5年分	386	0

4 林道の開設又は拡張に関する計画

別表5に示すとおり。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面 積		備 考
		うち前半5年分	
保安林総数（実面積）	124,145	124,145	
水源涵養のための保安林	104,592	104,592	
災害防備のための保安林	18,891	18,891	
保健、風致の保存のための保安林	11,122	11,122	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

別表6に示すとおり。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 制限林の所在及び面積

別表7に示すとおり。

(2) 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林において定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

ア 主伐の方法

(ア) 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 伐採方法は、以下の3区分とする。

① 伐採種を定めない（皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの）

② 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は10m未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの）

③ 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

イ 伐採の限度

（ア）皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

（イ）1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。

（ウ）防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させるものとする。

（エ）択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。

（オ）択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。（指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。）

ウ 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

エ 植栽の方法、期間及び樹種

（ア）伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

（イ）植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して原則2年以内に行うものとする。

（ウ）植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

(3) 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区 分	制 限 内 容
特別保護 地 区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 一 種 特 別 地 域	ア 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 イ 単木択伐法は、次の規定により行う。 (ア) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (イ) 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。
第 二 種 特 別 地 域	ア 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 イ 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 ウ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 エ 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。 オ 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 カ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。 キ 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (ア) 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (イ) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第 三 種 特 別 地 域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

(4) 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いには次による。

区 分	制 限 内 容
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

(5) 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け38林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	ア 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 イ 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 ウ その他の森林にあつては伐採種を定めない。 エ 地域別の森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 オ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

(6) その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

(7) その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

2 その他必要な事項

(1) 民有林と国有林が一体となった森林づくり

民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、森林資源の循環利用の推進による地域産業の活性化や雇用の創出、森林整備・保全の推進による公益的機能の持続的な発揮に向けた取組を実施する。

(2) 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全に当たっては、森林の持つ多面的機能の効用についての国

民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するほか、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」を進めるなど、森林環境教育を推進し、森林・林業に関する普及・啓発に努める。

これら森林環境教育の推進に当たっては、木材の利用は森林を育てることにつながり、地球温暖化対策に寄与することについても、理解の促進に努める。

（３）開かれた国有林野事業の展開

森林の多面的な利用・活用のために、市民参加やボランティアの活動を支え、それに必要な情報は適切に発信することにより、広く開かれた国有林野事業を目指すこととする。

（４）濁水防止への配慮

水生生物の生息・生育環境の保全のために、森林施業や土木工事等を実施する場合は、濁水の河川への流出防止に十分配慮する。

（５）アイヌ文化振興への貢献

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づき、アイヌ文化振興に資する取組みを地域との連携を図り推進する。

（６）生物多様性の確保に資する「北限のブナ復元」の取組の推進

健全なブナ林への復元に当たっては、公開により行い、国民の理解の促進に努めるとともに、モニタリング調査等の実施においては、地域住民、ＮＰＯ等の参加も得て進めるものとする。

III 別 表

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			128,997.11	
市町村別内訳	室 蘭 市	計画対象森林の全てに適用する。なお、計画対象森林の配置は、巻頭の位置図のとおり。	623.24	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(ア)による。
	登 別 市		10,379.14	
	伊 達 市		18,425.51	
	島 牧 村		32,960.72	
	寿 都 町		1,884.47	
	黒 松 内 町		4,009.15	
	留 寿 都 村		1,509.02	
	喜 茂 別 町		4,465.38	
	京 極 町		8,201.89	
	倶 知 安 町		5,594.78	
	共 和 町		10,623.43	
	岩 内 町		4,330.39	
	泊 村		5,883.19	
	神 恵 内 村		12,592.50	
	豊 浦 町		112.09	
	壮 瞥 町		6,340.65	
	洞 爺 湖 町		1,061.56	

注) 官行造林地は含まない。

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			31,886.88	
市町村別内訳	室 蘭 市	2221～2224, 2422	203.09	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(イ)による。
	登 別 市	2224～2250, 2252, 2263～2265, 2272～2274, 2360, 2365, 2368, 2369, 2372, 2373, 2376～2379, 2385, 2386, 2388～2390, 2392, 2393, 2400～2402	2,361.93	
	伊 達 市	211～217, 219～221, 226～228, 231～237, 245, 246, 263, 267, 270, 271, 277, 278, 281, 286, 295～307, 2014, 2015, 2031～2040, 2043, 2047, 2065～2068, 2085～2087, 2176～2187, 2191～2202, 2204～2212, 2214, 2215, 2403～2407	5,854.83	
	島 牧 村	3060, 3077, 3078, 3092, 3101～3149, 3151～3153, 3156～3159, 3167～3183, 3203～3209, 3217, 3342, 3347～3369, 3399, 3400, 3417～3420, 3452, 3468, 3470, 3474～3476, 3479, 3480, 3487, 3488, 3491～3494, 3497～3512	8,565.95	
	寿 都 町	3057～3063, 3067～3076	1,102.21	
	黒 松 内 町	3020～3039, 3049, 3052	1,523.24	
	留 寿 都 村	311～314	200.61	
	喜 茂 別 町	182, 184～187, 194, 207～210	489.98	
	京 極 町	67～71, 73～77, 80, 90, 96, 98, 102～104, 108, 109, 123, 124, 126, 129, 130, 137, 138	1,319.94	
	倶 知 安 町	31, 34～39, 339, 340	259.85	
	共 和 町	1304, 1313, 1364, 1367, 1368, 1370, 1387, 1431～1435, 1461, 1467, 1468, 1472, 1473	374.32	
	岩 内 町	1499, 1515～1554	1,892.62	
	泊 村	1193～1195, 1206, 1209～1211, 1214, 1220～1222, 1224, 1225, 1232, 1235, 1239, 1240, 1271, 1276～1280, 1292	947.51	

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
市町村別内訳	神 恵 内 村	1001～1023, 1054～1073, 1082～1093, 1120, 1121, 1132～1136, 1150～1152, 1170, 1172, 1173, 1184～1192	4, 670. 01	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(イ)による。
	豊 浦 町	2424, 2425	106. 28	
	壮 警 町	2007～2010, 2021～2030, 2119～2125, 2145, 2146, 2151, 2152, 2403, 2407, 2409～2414, 2418	1, 685. 38	
	洞 爺 湖 町	2007, 2008, 2406～2410	329. 13	

注) 官行造林地は含まない。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			142. 65	
市町村別内訳	島 牧 村	3092	43. 51	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(イ)による。
	黒 松 内 町	3052	59. 25	
	倶 知 安 町	339, 340	20. 08	
	豊 浦 町	2425	19. 81	

注) 官行造林地は含まない。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			64,816.35	
市町村別内訳	室 蘭 市	2216～2220, 2222～2224	197.72	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(イ)による。
	登 別 市	2220, 2223～2226, 2229～ 2231, 2233, 2234, 2238, 2239, 2 244, 2246～2248, 2252, 2255～ 2261, 2263～ 2273, 2281, 2283, 2284, 2292, 2 295～2297, 2300～2304, 2307 ～2310, 2313, 2314, 2327～ 2331, 2334～ 2337, 2348, 2349, 2358, 2359, 2 361, 2363～2367, 2370～ 2372, 2374～2382, 2386～ 2392, 2395～2399, 2402	3,206.12	
	伊 達 市	211～222, 228～ 231, 238, 239, 243, 247～ 260, 283, 2013, 2036～ 2038, 2048～ 2053, 2064, 2065, 2068～ 2074, 2076～2083, 2085, 2087 ～2116, 2172, 2174, 2179～ 2181, 2184, 2188～2195, 2197 ～2200, 2202～ 2209, 2212, 2213, 2216, 2407	4,983.32	
	島 牧 村	3079～3091, 3154, 3155, 3157 ～3165, 3178, 3184～ 3202, 3210～3214, 3221～ 3341, 3356～3360, 3362～ 3366, 3370～3496	22,749.86	
	寿 都 町	3064～3066, 3070, 3090, 3091	82.06	
	黒松内町	3009, 3010, 3012～3019, 3515	390.91	
	留寿都村	311, 320～337	1,076.96	
	喜茂別町	160～186, 193～202, 207～210	2,773.02	
	京 極 町	66, 67, 77～97, 103～107, 110 ～ 121, 125, 127, 128, 131, 133, 13 8, 140～159	5,112.46	
	倶知安町	1～18, 20～39, 41～44, 52～ 59, 61～65	3,596.47	
	共 和 町	1301, 1302, 1306～1311, 1320 ～1326, 1334, 1335, 1346～ 1362, 1365～1367, 1370～ 1373, 1375, 1391, 1392, 1396～ 1398, 1400～1409, 1417～ 1427, 1429～1434, 1436～ 1469, 1472～1477, 1481～1485	4,331.58	

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
市町村別内訳	岩 内 町	1468～1481, 1483～1498, 1500～1520, 1527～1530, 1534～1536, 1538～1551	3, 228. 79	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(イ)による。
	泊 村	1193, 1194, 1203, 1206～1212, 1214～1217, 1222～1224, 1226～1232, 1234～1243, 1247, 1248, 1252～1258, 1261～1265, 1268～1270, 1272～1275, 1281, 1282, 1286～1289, 1291, 1292	2, 375. 47	
	神 恵 内 村	1001～1023, 1026～1055, 1058～1085, 1089, 1091, 1095～1098, 1101～1131, 1137～1149, 1163～1166, 1168, 1171～1173, 1177～1179, 1184～1192	7, 728. 32	
	豊 浦 町	2424	5. 81	
	壮 警 町	2008～2013, 2117～2121, 2125～2151, 2159～2162, 2165, 2407, 2415～2421	2, 778. 31	
	洞 爺 湖 町	2006, 2008, 2407, 2408, 2415, 2416, 2418～2420	199. 17	

注) 官行造林地は含まない。

別表２ 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
総 数		124,090.47	地形、地質、土壌等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出または崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、または地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないように特に林地保全に留意する。	
室 蘭 市	2216～2224	614.74		水かん
登 別 市	2220, 2223～ 2240, 2242～2402	10,340.00		水かん、その他
伊 達 市	1,211～264,302～ 311,2013～ 2015,2031～ 2116,2170～ 2216,2403～2407	15,843.16		水かん、土流、土崩、 その他
島 牧 村	3060,3077～ 3091,3093～ 3482,3484～3512	32,738.62		水かん、土流、干害、 その他
寿 都 町	3053～ 3076,3090,3091,351 6,3517	1,884.47		水かん、土流
黒 松 内 町	3001～ 3051,3516,3517	3,857.47		水かん、土流
留 寿 都 村	311～318	436.99		水かん
喜 茂 別 町	160～210	4,465.38		水かん
京 極 町	66～159	8,201.89		水かん、土流、その他
倶 知 安 町	1～65	5,574.70		水かん
共 和 町	14,1293～1469,1472 ～1477,1481～1485	10,636.83		水かん、その他
岩 内 町	1468～1481,1483～ 1485,1492～1554	4,064.66		水かん、土流、土崩
泊 村	1193～1242,1245～ 1249,1252～ 1258,1261～ 1265,1268～1292	5,746.47		水かん、土崩、その他
神 恵 内 村	1001～1142,1148～ 1192	12,265.42		水かん、土流、土崩、 干害、その他
豊 浦 町	2424	92.28		
壮 瞥 町	2007～2013,2016～ 2030,2116～ 2169,2403,2407,240 9～2414,2416～2421	6,287.64		水かん、土流、その他
洞 爺 湖 町	2001～2008,2406～ 2410,2416,2418～ 2420	1,039.75		水かん、土流、その他

注１） 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「干害」は干害防備保安林、「その他」は砂防指定地である。

注２） 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

		単位 面積 : ha		
区 分		森林の所在	面 積	搬出方法
総 数			685.05	
市町村別内訳	登 別 市	2400	0.47	原則として架線集材によることとする。
	伊 達 市	278, 298, 305, 2196, 2199, 2200, 2208	25.68	
	島 牧 村	3102, 3114, 3129, 3144, 3157, 3175, 3177, 3178, 3206, 3208, 3217, 3352, 3353, 3368, 3369, 3452, 3453, 3468, 3474～3476, 3488, 3491, 3493, 3494, 3497, 3498	245.92	
	寿 都 町	3068	1.55	
	黒松内町	3026	0.51	
	留寿都村	314	0.21	
	京 極 町	103, 138	4.11	
	共 和 町	1364, 1370,	4.44	
	岩 内 町	1528～1533, 1553, 1554	208.12	
	泊 村	1194, 1206, 1220, 1271	6.09	
	神恵内村	1001～1003, 1005, 1006, 1009, 1015～1017, 1022, 1023, 1055, 1062～1064, 1072, 1083, 1085, 1189, 1191	187.76	
	壮 瞥 町	2028	0.19	

注)面積は対象小班を集計したものである。

別表 4 鳥獣害防止森林区域

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域	単位 面積 : ha
総 数				面積
				26,072.89
市町村別内訳	室 蘭 市	エゾシカ	2216～2220	359.87
	登 別 市		2220, 2235～2243, 2271～ 2274, 2279～2287, 2290～ 2309, 2373, 2377～2382, 2393 ～2402	3,556.76
	伊 達 市		211～ 222, 2045, 2046, 2055, 2059, 20 71, 2075～2085, 2106～ 2116, 2178～2182, 2190～ 2203, 2208～2211, 2214～2216	5,070.51
	島 牧 村		3060, 3091, 3093, 3097～ 3100, 3102～3110, 3123～ 3126, 3217, 3240～3247, 3255 ～3257, 3274, 3280～ 3289, 3296～3298, 3305～ 3317, 3325, 3326, 3331, 3332, 3 334～3362, 3368～3370, 3373 ～3385, 3396～ 3417, 3420, 3501	9,581.81
	寿 都 町		3053～3063, 3091	825.83
	黒松内町		3031, 3032, 3037～3052, 3515	1,367.91
	留寿都村		325～330	328.66
	喜茂別町		164～189, 193～202, 206～210	3,625.18
	壮 瞥 町		2007～2012, 2017～2019, 2116 ～2123, 2415	1,098.45
	洞爺湖町		2001～2008, 2406～2410, 2415	257.91

注) 森林の区域は林班により表示するものとする。

別表5 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha

種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
自動車道 (管理)	林業専用道	登別市	幌別タイヤいの沢線林道ミナム沢支線	2.5	418	○	1-1	
	林業専用道		橋湖林道	1.5	251	○	1-2	
	林業専用道		カルルス林道	1.9	112	○	1-3	
	林業専用道		来馬川林道第二支線	2.7	198	○	1-4	
	林業専用道		カルルス第二林道	1.0	159	○	1-5	
	林業専用道		幌別鉾山線林道旭鉾の沢支線大曲分線	1.7	135		2-6	
	林業専用道		牛舎奥カマンベツ線林道	4.2	552		2-7	
	林業専用道		幌別鉾山線林道第一支線	3.0	82		2-8	
	林業専用道		川上林道	2.4	150		2-9	
		小計	9 路線	20.9	2,055			
	林業専用道	伊達市	昭園白水川線林道	2.9	246	○	3-10	
	林業専用道		御園林道金山支線	2.0	202	○	4-11	
	林業専用道		弁慶林道	5.0	225	○	3-12	
	林業専用道		関内喜門別線林道	2.0	225	○	5-13	
	林業専用道		稀府林道民界の沢支線	1.3	113	○	5-14	
	林業専用道		田中工場の沢林道若槻の沢 支線若槻保護林分線	0.6	70		4-15	
	林業専用道		二の沢林道第二支線	2.0	152		6-16	
	林業専用道		三階滝林道	3.4	496		6-17	
		小計	8 路線	19.2	1,729			
	林業専用道	島牧村	大平川西の沢線林道ガニ沢支線	3.1	267	○	7-18	
		小計	1 路線	3.1	267			
	林業専用道	寿都町	丸山林道	2.4	240	○	8-19	
	林業専用道		滝の川林道	2.8	267	○	8-20	
		小計	2 路線	5.2	507			
	林業専用道	黒松内町	中の川林道	2.3	389	○	9-21	
	林業専用道		大平川西の沢線林道光の沢支線	1.3	89		10-22	
	林業専用道		コペチャナイ林道	4.7	414	○	9-23	
	林業専用道		冷水の沢林道	3.3	136		10-24	
	林業専用道		久連山林道	2.8	117		9-25	
	林業専用道		添別林道シリスベリ沢支線	2.2	584		9-26	
		小計	6 路線	16.6	1,728			
	林業専用道	喜茂別町	オマベツの沢林道第一支線	2.5	206	○	11-27	
		小計	1 路線	2.5	206			
	林業専用道	共和町	中の川ワイズ線林道	1.7	152	○	12-28	
	林業専用道		シマツケナイ林道	1.4	202	○	13-29	
	林業専用道		山鳥の沢林道	1.5	245		13-30	
	林業専用道		ヤチナイ林道	1.2	218		14-31	
		小計	4 路線	5.8	817			
	林業専用道	神恵内村	古宇川林道	1.9	88	○	15-32	
		小計	1 路線	1.9	88			

単位 延長：km、面積：ha

種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
自動車道 (管理)	林業専用道	壮瞥町	弁景川林道	2.0	280	○	16-33	
		小計	1 路線	2.0	280			
管理 計			33 路線	77.2	7,677			
合 計			33 路線	77.2	7,677			

注1) 四捨五入の関係から合計は必ずしも一致しない。

注2) 開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む。

注3) 林道開設計画図については、北海道森林管理局計画課及び後志森林管理署に備え置く。

別表 6 治山事業の数量

単位 地区

所在		治山事業 施工地区数	主な工種	備考
市町村	区域（林班）			
登別市	2245, 2246, 2387～2390, 2398, 2402	10	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
伊達市	2177, 2183～2185, 2199, 2208, 2403～ 2406	8	溪間工、山腹工	
島牧村	3452, 3468, 3497, 3498, 3501, 3504, 3505 , 3508, 3509	10	溪間工、山腹工	
寿都町	3054, 3055, 3060, 3061, 3070, 3071	2	溪間工、本数調整伐	
共和町	1313, 1468～1472	1	溪間工、本数調整伐	
倶知安町	12～17	2	溪間工	
泊村	1194, 1206, 1211, 1277, 1278	4	溪間工、山腹工	
神恵内村	1083, 1100, 1134, 1185	2	溪間工、本数調整伐	
壮瞥町	2024, 2025, 2137, 2153, 2154, 2409～ 2412	5	溪間工、本数調整伐	
洞爺湖町	2406, 2408～2410	6	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
合計		50		

別表7 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
保安林	水源涵養	室蘭市	2216～2224	614.74	※保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。	
		登別市	2220, 2223～ 2240, 2242～ 2402	10,247.27		
		伊達市	1,211～ 264,302～ 311,2013～ 2015,2031～ 2116,2170～ 2216	15,412.99		
		島牧村	3060,3079～ 3091,3097～ 3100,3150～ 3166,3184～ 3202,3209～ 3347,3370～ 3398,3401～ 3451,3453～ 3467,3469,34 71～ 3482,3484～ 3497	24,560.61		
		寿都町	3053～ 3067,3090,30 91,3516,3517	1,203.92		
		黒松内町	3001～ 3019,3040～ 3051,3516,35 17	2,396.02		
		留寿都村	311～318	434.82		
		喜茂別町	160～210	4,456.85		
		京極町	66,67,70～ 73,75～159	7,677.50		
		倶知安町	1～65	5,352.78		
		共和町	14,1293～ 1469,1472～ 1477,1481～ 1484	10,605.94		
		岩内町	1468～ 1481,1483,14 84,1492～ 1525,1527～ 1530	2,588.05		
		泊村	1193～ 1242,1245～ 1249,1252～ 1258,1261～ 1265,1268～ 1292	5,654.84		

単位 面積 : ha

種 類		森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
保安林	水源涵養	神恵内村	1023～ 1055, 1088～ 1131, 1137～ 1142, 1148, 1149, 1153～ 1183	7, 677. 10	※保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。		
		壮瞥町	2007～ 2013, 2016～ 2030, 2116～ 2151, 2153～ 2169	5, 119. 39			
		洞爺湖町	2001～2008	589. 23			
		小計		104, 592. 05			
	土砂流出 防備	伊達市	2403～2407	355. 33			
		島牧村	3077, 3078, 3101～ 3149, 3167～ 3183, 3203～ 3209, 3348～ 3369, 3399, 3400, 3452, 3468 , 3470	7, 433. 80			
		寿都町	3068～3076	656. 33			
		黒松内町	3020～3039	1, 453. 80			
		京極町	67～71, 73～ 75	512. 31			
		岩内町	1534～ 1536, 1538～ 1551	913. 74			
		神恵内村	1001～ 1004, 1006～ 1022, 1056～ 1073, 1083～ 1087, 1132～ 1136, 1150～ 1152, 1184～ 1192	3, 483. 47			
		壮瞥町	2145, 2146, 2151, 2152, 2403 , 2407, 2409～ 2414, 2416～ 2421	1, 136. 66			
		洞爺湖町	2406～ 2410, 2416, 2418～2420	448. 82			
		小計		16, 394. 26			

単位 面積 : ha

種 類		森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
保安林	土砂崩壊 防備	伊達市	2403	35. 43	※保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。		
		島牧村	3474～ 3476, 3479, 34 80, 3487, 3488 , 3491～ 3494, 3497～ 3512	460. 18			
		岩内町	1522, 1523, 15 25～ 1534, 1536～ 1538, 1551～ 1554	498. 82			
		泊村	1193, 1194, 12 06, 1209～ 1211, 1239, 12 40	76. 03			
		神恵内村	1001～ 1003, 1005, 10 06, 1009, 1010 , 1014～ 1017, 1022, 10 23, 1055, 1056 , 1062～ 1064, 1070, 10 71, 1083～ 1085, 1186～ 1192	606. 95			
	小計			1, 677. 41			
	防風	島牧村	3092	43. 48			
		黒松内町	3052	59. 25			
		倶知安町	339, 340	20. 08			
	小計			122. 81			
	干害防備	島牧村	3077, 3078	(147. 39)			
			3093～3096	219. 07			
		神恵内村	1074～1082	477. 63			
	小計			(147. 39) 696. 70			
	魚つき	豊浦町	2424	92. 23			
	小計			92. 23			
	保健	登別市	2263, 2264, 22 70～ 2293, 2374～ 2381, 2386～ 2392, 2395～ 2399, 2402	(1, 893. 30)			
			2399	2. 40			
		伊達市	2080～ 2096, 2098, 20 99, 2403～ 2407	(1, 624. 25)			
			2081, 2093	2. 37			

単位 面積 : ha

種 類		森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
保安林	保健	島牧村	3380, 3385～ 3398, 3459, 34 62～3464	(1, 545. 82)	※保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。		
			3483	175. 46			
		喜茂別町	160, 162, 163, 170	(72. 89)			
		京極町	106, 111～ 114, 117～ 121, 125, 127, 144～147, 152 ～ 154, 157, 158	(1, 492. 24)			
		倶知安町	8～10, 12～16	(639. 59)			
			9	0. 03			
		共和町	1442～ 1446, 1450～ 1454	(624. 74)			
		神恵内村	1001～ 1003, 1005, 10 06, 1009, 1010	(172. 81)			
			1143～1147	306. 46			
		壮瞥町	2126～ 2128, 2130～ 2132, 2135, 21 36, 2138～ 2141, 2403, 24 07, 2409～ 2414, 2416～ 2421	(1, 376. 05)			
			2414, 2415	53. 26			
		洞爺湖町	2416, 2418～ 2420	(157. 84)			
			2415	21. 38			
	小計			(9, 599. 53) 561. 36			
	風致	室蘭市	2422	8. 50			
		壮瞥町	2131, 2415～ 2421	(389. 69)			
		洞爺湖町	2406, 2415, 24 16, 2418～ 2420	(470. 20)			
	小計			(859. 89) 8. 50			
	計			(10, 606. 81) 124, 145. 32			

単位 面積 : ha

種 類		森林の所在		面積	施業方法		備考	
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他		
砂防指定地		登別市	2368, 2377, 2378	(13. 34)	択伐、禁伐			
		伊達市	2173, 2185, 2198, 2110, 2210	(0. 78)				
				3. 64				
		島牧村	3102, 3103, 3129, 3133, 3497	(2. 39)				
				0. 05				
		京極町	137, 138	(5. 23)				
		共和町	1304, 1313, 1364, 1367, 1368, 1461, 1467, 1468, 1472, 1473	(6. 03)				
		泊村	1278, 1279, 1292	5. 50				
		神恵内村	1132, 1133, 1152	2. 19				
		壮瞥町	2410, 2411, 2412, 2413~2415	(20. 55)				
				0. 29				
洞爺湖町	2408, 2409, 2410, 2415	(27. 47)						
		0. 04						
計				(75. 79) 11. 71				
国立公園	特別保護地区	登別市	2398	(108. 02) 33. 13	※Ⅱ 第6－1 (3)の表による	支笏洞爺国立公園		
		伊達市	2407	(86. 16)				
		壮瞥町	2407	(160. 20)				
		洞爺湖町	2407	(15. 41)				
	小計			(369. 79) 33. 13				
	第一種特別地域	登別市	2374～2381, 2386～2392, 2395～2399, 2402	(489. 79) 20. 06				
				壮瞥町			2131, 2132, 2135, 2136, 2139～2141, 2415～2421	(477. 34) 2. 59
		洞爺湖町	2410, 2415, 2416, 2418～2420					(184. 38) 0. 90
				小計				(1, 151. 51) 23. 55
	第二種特別地域	登別市	2363～2367, 2370～2372, 2374～2377, 2379～2382	(398. 28)				

単位 面積 : ha

種 類		森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
国立公園	第二種 特別地域	壮瞥町	2118, 2119, 2121, 2125～2128, 2131, 2132, 2135, 2136, 2139, 2140, 2403, 2407, 2409～2415	(884. 24) 4. 22	※Ⅱ 第6－1 (3)の表による		支笏洞爺国立公園
		洞爺湖町	2408～2410, 2415	(226. 77) 0. 43			
	小計			(1, 509. 29) 4. 65			
	第三種 特別地域	登別市	2362～2385, 2388～2390, 2392～2397, 2400～2402	(1, 858. 23) 36. 64			
		壮瞥町	2119～2123, 2125～2129, 2131, 2132, 2136, 2138～2141	(301. 10) 0. 60			
	小計			(2, 159. 33) 37. 24			
	計			(5, 189. 92) 98. 57			
国定公園	特別保護 地区	倶知安町	13, 14	(84. 71)	※Ⅱ 第6－1 (3)の表による		二セコ積丹小樽海岸国定公園
		共和町	1451	(47. 48)			
	小計			(132. 19)			
	第一種 特別地域	倶知安町	1, 4, 8～10, 12～18	(483. 88) 31. 53			
		共和町	1419, 1422～1427, 1438, 1439, 1443～1446, 1451, 1452	(548. 45) 8. 51			
		岩内町	1471, 1478～1480, 1485～1490, 1493～1497, 1501～1508, 1510～1512, 1516～1518, 1542～1548	(425. 98) 13. 85			
	小計			(1, 458. 31) 53. 89			
	第二種 特別地域	共和町	1456, 1457, 1462～1465, 1467, 1469	(92. 02)			

単位 面積 : ha

種 類		森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
国定公園	第二種 特別地域	岩内町	1469～ 1471, 1522, 15 23, 1525～ 1534, 1536～ 1538, 1551～ 1554	(557. 90) 0. 02	※Ⅱ 第6－1 (3)の表による	ニセコ積丹小樽海岸国定公園	
		神恵内村	1001～ 1003, 1005, 10 06, 1009, 1010	(172. 81)			
	小計			(822. 73) 0. 02			
	第三種 特別地域	倶知安町	1～4, 8～ 10, 12～ 18, 1001～ 1004, 1006～ 1017, 1022, 10 23, 1055, 1056 , 1062～1064	(800. 56) 187. 66			
		共和町	1419, 1422～ 1427, 1438～ 1442, 1447, 14 50, 1453, 1454 , 1456, 1457, 1 460～ 1469, 1472, 14 73	(720. 98) 17. 93			
		岩内町	1468～ 1474, 1477～ 1481, 1484～ 1497, 1500～ 1520, 1534～ 1551	(1, 832. 91) 192. 80			
		神恵内村	1001～ 1004, 1006～ 1017, 1022, 10 23, 1055, 1056 , 1062～1064	(1, 186. 62) 15. 73			
		小計					(4, 541. 07) 414. 12
	計			(6, 954. 30) 468. 03			

単位 面積 : ha

種 類		森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
道立自然公園	第一種 特別地域	島牧村	3213, 3226, 3230～ 3232, 3235, 3236, 3318～ 3323, 3370～ 3380, 3383～ 3385, 3388～ 3396, 3398, 3401, 3402, 3404, 3409～ 3415, 3420, 3422～ 3427, 3440, 3443, 3444, 3448, 3449, 3455～ 3467, 3474～ 3476, 3479, 3480, 3482～ 3496	(6, 739. 88) 7. 66	※Ⅱ 第6－1 (3)の表による		狩場茂津多道立自然公園
	小計			(6, 739. 88) 7. 66			
	第二種 特別地域	島牧村	3381, 3382, 3447, 3450, 3453, 3454, 3468, 3469, 3472, 3473, 3476～ 3481, 3485～ 3496	(1, 864. 79)			
	小計			(1, 864. 79)			
	第三種 特別地域	島牧村	3221～ 3231, 3233, 3234, 3236～ 3240, 3349～ 3369, 3386, 3387, 3392, 3393, 3395～ 3403, 3405, 3406, 3409, 3412, 3413, 3419～ 3421, 3428, 3443, 3445, 3497, 3498, 3507	(3, 794. 29) 45. 07			
	小計			(3, 794. 29) 45. 07			
	計			(12, 398. 96) 52. 73			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
自然環境保全地 域特別地区	島牧村	3191～3198	(673.75)	※Ⅱ 第6－1 (6)による		
計			(673.75)			
鳥獣保護区 特別保護地区	登別市	2391	(44.04)	※Ⅱ 第6－1 (5)の表による		
	黒松内町	3515	92.43			
	共和町	1451	(43.53)			
計			(87.57) 92.43			
史跡名勝 天然記念物	登別市	2397, 2398	(185.87)	※Ⅱ 第6－1 (4)の表による		
	黒松内町	3515	(92.43)			
計			(278.30)			

注) () 書の数値は重複制限林で外数である。